個人情報ファイル簿

1	個人情報ファイルの名称	遺失届情報ファイル	
2	行政機関等の名称	三重県警察本部長	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	警務部会計課、桑名警察署、いなべ警察署、四日市北警察署、四日市南警察署、四日市西警察署、亀山警察署、鈴鹿警察署、津警察署、津南警察署、松阪警察署、大台警察署、伊勢警察署、鳥羽警察署、尾鷲警察署、熊野警察署、紀宝警察署、伊賀警察署、名張警察署	
4	個人情報ファイルの利用目的	遺失物法（平成18年法律第73号）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。	
5	記録項目	１受理番号、２受理方法、３受理日時、４受理警察署、５受理交番等、６取扱職員、７遺失者住所・氏名・年齢・連絡先、８届出者続柄、９届出者氏名、10遺失日時、11遺失場所、12物件（現金・物品）、13遺失者連絡状況、14遺失者連絡日時、15遺失者連絡方法、16処理結果	
6	記録範囲	遺失者（届出者）	
7	記録情報の収集方法	遺失者（届出者）からの提出	
8	要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
9	記録情報の経常的提供先	警視庁及び道府県警察本部	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）　三重県警察本部警務部会計課 （所在地）津市栄町一丁目１００番地	
11	訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	－	
12	個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 令第21条第7項に該当するファイル □　有　　☑　無	□法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名称）　三重県警察本部警務部会計課 （所在地）津市栄町一丁目１００番地	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	－	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－	
18	備考		